

京都市告示第 69 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成9年3月14日付  
けで認可した醍醐北団地会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の  
規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月18日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
醍醐北団地会	熊谷 至朗	熊谷 司郎

(文化市民局地域自治推進室)